

一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内



令和6年12月

CONTENTS

- ◆県ト協助成金の執行状況と申請期限について
- ◆近代化融資制度の公募期間について
- ◆上位運転免許等取得助成の添付書類について
- ◆2024年問題 相談窓口 開設しています ... チェックポイント 改善基準告示
- ◆36協定書式 次月封入します
- ◆1月22.27日 標準的な運賃を活用した原価計算セミナー（2日間コース）
- ◆1月28日 運賃交渉等相談会 開催 時間予約制
- ◆標準的運賃の解説 冊子同封しました
- ◆「2024年問題対応状況調査」のご協力をお願い
- ◆下請取引の適正化について
- ◆トラックフェスタ2024 in MieMu が開催されました
- ◆年末年始安全総点検（報告の提出が必要です）
- ◆事業用自動車事故調査委員会からの事故報告書の公表
- ◆大型自動車の適切なタイヤ脱着・管理作業
- ◆「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」
- ◆飲酒運転を撲滅しましょう
- ◆初任運転者指導教育 集合型講習／eラーニング(Web講習) 受講無料
- ◆安全宣言200days 無事故無違反ラリー 挑戦中です
- ◆大学生／高校生のインターンシップ 受入先会員様を募集
- ◆運行管理者 一般講習 基礎講習 ご案内 11月末現在発表分
- ◆整備管理者 選任前研修 選任後研修 ご案内 11月末現在 発表分
- ◆運行管理者試験・受験申請のご案内
- ◆運行管理者試験・対策講座（会員様限定勉強会）
- ◆交通安全のぼり旗をお届けします
- ◆物流セミナー 開催報告
- ◆会員様の所在地変更等
- ◆大雪予想の道路は予防的通行止めが行われます



一般社団法人三重県トラック協会
<https://www.santokyo.or.jp>
TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095

◆ 県ト協助成金の執行状況と申請期限について

【トラック協会の助成金 申請期限】

助成申請の起算日から **3ヶ月以内** です

※起算日とは、支払日・車検証等の日付です

ご注意 R6年4月～8月分の申請は受付を終了しています
R6年9月以降のものは**3ヶ月以内**に申請して下さい

※ 起算日(支払日・車検証等の日付)から「3ヶ月後の同日」を申請期限とします。

※ 郵送提出 ⇒ 期限日の消印有効です。但し期限日が土日・祝日の場合は、翌日まで受付ます。
持参提出 ⇒ 期限日が、土日・祝日などトラック協会の休業日の場合、翌営業日まで受付ます。

※ **最終締め切り日はR7/3/31(必着)です。**但し、予算に達した時点で、受付は終了となります。

※ 期限内に申請いただけないと受付できません。詳細はHPをご覧ください。

【参考】 11月29日現在

集計の都度更新しておりますが、実際の受付状況とは異なる場合がございます。
装置等の購入前には、必ずお電話等で助成事業の進捗状況を確認して下さい。

	助成名	上限額	実績額	予算額	実施率	残額
環境対策	低公害車(ハイブリッド/CNG(改造含む))		0	16,200,000	56%	7,052,000
	環境対応型規制適合車	8万	6,720,000			
	蓄熱マット・電気毛布	5千	25,000			
	クーラー・ヒーター	6万	2,403,000			
交通対策	EMS機器(デジタコ)	3万	16,250,000	59,600,000	46%	32,450,000
	安全装置(バックカメラ等)	3万	9,625,000			
	点呼支援機器(自動・遠隔)	15万/7万5千	1,275,000			
	睡眠時無呼吸症候群(SAS)	3,800	1,334,500	27,500,000	61%	10,699,500
	脳ドック・心臓ドック検査	1万	1,060,000			
健康診断	3千	14,406,000				
融資・資格	信用保証料	40万	1,377,000	40,400,000	53%	19,111,600
	運転資金等一部利子補給	40万	8,997,000			
	上位運転免許取得(大型・中型免許等)	8万/5万等	9,776,000			
	安全衛生法等関係資格取得(リフト・玉掛け等)	5千	598,400			
	ISO14001,9001,39001	5万	300,000			
	グリーン経営	3万	180,000			
	働きやすい職場認証制度	3万/2万	60,000			

◆ 近代化融資制度の公募期間について

令和6年度 近代化融資**最終公募**の日程は下記の通りです。

※自己資金で購入代金を支払い済みの場合は対象になりません。

申請〆切日 令和7年 **1月8日(水)** **推薦決定日** 令和7年1月15日(水)

詳細につきましては【ホームページ】をご覧ください。

◆ 上位運転免許等取得助成の添付書類について

令和6年12月に健康保険証の新規発行が終了し「マイナ保険証」に移行となりました。それに伴い、上位運転免許等取得の助成において、免許取得者の事業所名確認をするための添付書類を変更いたします。

添付書類⑥健康保険証(写)は
雇用保険被保険者通知書(写)へ
変更します。

◆ 上位運転免許等取得助成 (一部追加)
従業員の運転業務に係る資格取得のため、事業者が負担した費用(教習料)の一部を助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所に従事している方がR6.4.1 ~ R7.3.31の間に下記免許を取得し、支払いが完了しているもの

- ・【大型免許】車両総重量11トン以上の大型自動車の運転に必要な免許
- ・【中型免許】車両総重量7.5トン以上11トン未満等の中型自動車の運転に必要な免許
- ・【準中型免許】車両総重量3.5トン以上7.5トン未満等の中型自動車の運転に必要な免許
- ・【中型限定解除】8トン限定中型免許所持者が中型自動車の運転に必要な免許
- ・【準中型限定解除】5トン限定準中型免許所持者が準中型自動車の運転に必要な免許
- ・【けん引免許】750kg以上のけん引車を牽引する場合に必要な免許
- ・【特例教習】大型・中型免許取得の受験資格要件(年齢・経験)を引き下げることができる教習

【申請期間】 R6.6.3 ~ R7.3.31 (予算枠に達した場合、受付を終了します)

【助成金額】 免許取得に係わる費用(教習料・免許センターの適性検査受験料・免許交付手数料等)×1/3 (千円未満切捨て)

【申請書類】 取得及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②内訳書
- ③免許取得後の運転免許証(写)
- ④領収書(写)又は振込通知書(写)
- ⑤特例教習の場合のみ受講修了書
- ⑥健康保険証(写)
- ⑦運転者として在籍していることが分かる書類(写)

【上限】

＜一般＞
1名につき 『大型』 8万円
『特例教習』 10万円
『それ以外』 5万円

＜若年対象者＞※1
1名につき 『特例教習』 12万円
『準中型限定解除』 7万円

但し、1社につき40万円まで

④は原則会社宛であること(個人名では×)

⑦は原則会社宛であること(個人名では×)

以下の書類は【若年対象者】で特例教習・準中型・準中型限定解除の場合のみ

⑥健康保険証(写)

⑦運転者として在籍していることが分かる書類(写)

助成金申請書を提出する直前の運転日報・点呼簿・運転者台帳など

※1【若年対象者】とは以下の条件を満たす方です

- ①令和5年4月1日以降に採用していること
- ②平成元年6月2日以降の生まれであること
- ③令和5年4月1日以降に、準中型免許を取得または特例教習を受講修了していること
- ④助成金申請時に当該事業者に在籍し、運転者として従事していること
- ⑤国または他機関が実施する助成制度等により助成金が交付されていないこと

18歳~取れる免許

普通免許	普通免許
普通免許 最大総重量 7.5トン未満 4.5トン未満	普通免許 最大総重量 11トン未満 6.5トン未満
普通免許 最大総重量 3.5トン未満 2トン未満	普通免許 最大総重量 11トン未満 6.5トン未満

全ての車種が運転可能に!

大型・中型免許取得の受験資格要件(年齢・経験)引き下げ

特例教習(若年対象者)受験可能
18歳以上かつ普通免許など取得1年以上

注意

- ・利用選送事業・旧営業区域事業者様は対象になりませんのでご了承下さい。
- ・【一般】の申請は、国または他機関が実施する助成制度等と併用できます。

【申請書類】 取得及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②内訳書
- ③免許取得後の運転免許証(写)
- ④領収書(写)又は振込通知書(写)
- ⑤特例教習の場合のみ受講修了書
- ⑥雇用保険被保険者通知書(写) ※
- ⑦運転者として在籍していることが分かる書類(写)

以下の書類は【若年対象者】で特例教習・準中型・準中型限定解除の場合のみ

⑥雇用保険被保険者通知書(写) ※

⑦運転者として在籍していることが分かる書類(写)

助成金申請書を提出する直前の
運転日報・点呼簿・運転者台帳など

※パート・アルバイトの運転者は
⑦在籍確認ができる書類のみを添付してください

若年対象者で特例教習・準中型・準中型解除を取得された方の添付書類変更です。

◆ 2024年問題 相談窓口 開設しています

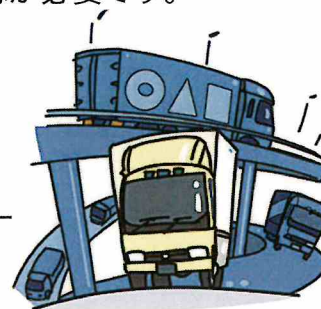
トラックドライバーの不足に対応するには、運転者の労働条件を改善する必要があります。他産業並みの労働条件を確保し、労働者にとって魅力ある業界、職場づくりが必要です。ドライバーの働き方改善から収入確保までを展望し、トラックを動かす人の確保が、今後の運送事業経営を持続させるために必要です。

このため、取引先の理解のもとでの業務改善・輸送効率向上・必要な収入確保が求められます。そのための取り組みが、取引先への標準的な運賃を活用した運賃交渉、荷待ち・待機時間の削減、付随作業や高速道路についての料金収受であったり、各社がかかえる課題の解決となります。

また、トラックドライバーについては、新しい時間外労働の規制や労働条件の改善基準告示が適用され、働き方の改革と安全確保のため、既に新しい規制へと舵が切られました。

各社におかれましては、日々の輸送依頼に応えながらの荷主交渉が必要です。また、運行時間やルート見直し、運転者配置などの内部見直しが必要になる場合には、至急対応が必要です。

法規制について不明な点、荷主対応の状況、その他お困りやお悩みがございましたらお気軽にご相談ください。相談内容は守秘の上、会員の皆様からのご相談に真摯に対応いたします。また、必要な場合は、労務士・弁護士・トラック物流Gメンにお繋ぎいたします。



- ・ドライバーの雇用対策
- ・業務改善、効率化による生産性の向上
- ・デジタコを利用した労務管理
- ・運行時間管理と労働時間管理
- ・会社の労働環境整備
- ・経営者、管理者のマネジメント力の向上
- ・荷待ち時間等の削減や出荷時間等の見直し
- ・賃上げ、荷主交渉
- ・助成金活用 など

ご相談・連絡先

津市栄町1丁目941 三重県トラック協会 業務部
TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095

◆ 2024年問題チェックポイントー改善基準告示

連載2

◇自動車運転者の労働時間等の改善のための基準は、次に記載のとおりです。

＜令和6年4月から＞

「改善基準告示」で不明な点があれば、2024相談窓口にお問い合わせください。

○拘束時間

労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む)の合計時間、すなわち始業時刻から終業時刻までの使用者に拘束される全ての時間をいいます。

○休息期間

使用者の拘束を受けない期間、つまり、勤務と次の勤務との間にあつて、休息期間の直前の拘束時間における疲労の回復を図るとともに、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、その処分が労働者の全く自由な判断に委ねられる時間をいいます。休憩時間や仮眠時間とは本質的に異なるものです。

1年、1か月の拘束時間

1年： 3,300時間以内 かつ 1か月： 284時間以内

【例外】

- ・労使協定により1年のうち6か月までは1年の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲内において1か月の拘束時間を310時間まで延長することができます。
- ・1か月の拘束時間が284時間を超える月は連続3か月までとしなければいけない。
- ・1か月の時間外労働及び休日労働の合計時間数が100時間未満となるよう努める必要があります。

1日の拘束時間

13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)

【例外】

- ・宿泊を伴う**長距離貨物運送**の場合で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、16時間まで延長可(週2回まで)

1日の休息期間

継続11時間以上与えるように努めることを基本とし9時間を下回ってはなりません

【例外】

- ・宿泊を伴う**長距離貨物運送**の場合で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、継続8時間以上(週2回まで)
- ・休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与えなければなりません。

長距離貨物運送 = (1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送))

運転時間

2日平均1日： 9時間以内 2週平均1週： 44時間以内

連続運転時間

4時間以内

- ・運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の運転の中断が必要です。中断時には、原則として休憩を与えなければなりません。
- ・運転の中断は、1回がおおむね連続10分以上とした上で分割することもできます。ただし、1回が10分未満の運転の中断は、3回以上連続してはいけません。(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上)

【例外】

SA・PA等が満車等で駐停車できない事により、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長することができます。

予期し得ない事象

・災害や事故等の通常予期し得ない事象に遭遇し、運行が遅延した場合、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から、予期し得ない事象への対応時間を除く事ができます。

※運転日報上の記録に加え客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要

・この場合、勤務終了後、通常通りの休息期間(継続11時間以上が基本。9時間を下回らないこと。)を与える。

予期し得ない事象とは

- ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと
- ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと
- ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと
- ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと

特 例

分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合)

- ・分割休息は1回3時間以上 ・3分割が連続しないよう努める
- ・休息期間の合計は2分割:10時間以上、3分割:12時間以上
- ・一定期間(1か月程度)における全勤務回数(2分)の1が限度

2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合)

- ・身体を伸ばして休息できる設備(車両内ベッド)がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可

【例外】車両内ベッドが、長さ198cm以上、幅80cm以上の連続した平面であり、かつクッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであり、勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与える場合は、拘束時間を24時間まで延長できる

隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合)

- ・2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間

【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない

フェリー

- ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間です(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の2分の1を下回ってはならない)
- ・乗船時間が8時間を超える場合、原則フェリー下船時刻から次の勤務の開始

休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない

◆ 36協定書式

次月封入します

36協定の書式 は1月の郵送案内物に封入致します。

法定労働時間を超えて労働時間を延長すること(時間外労働)や、休日労働をさせるためには、使用者と労働者との間で協定(36協定)を結び、その内容を事業場ごとに所轄の労働基準監督署へ届け出る必要があります。(労基法36条)。

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されています。

厚生労働省36協定 URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html

◆1月22、27日 標準的な運賃を活用した原価計算セミナー（2日間コース）

自社の原価計算を反映した運賃算出＋標準的な運賃の活用
ならびに 荷主交渉までを考えるセミナー

参加無料

令和7年 **1月22**（水）・**27**日（月）2日間 10:00～16:30
別紙で開催とお申込みをご案内しています。

◆ 1月28日 運賃交渉等相談会 開催 時間予約制

上記、原価計算セミナーの講師が、荷主企業との間での運賃交渉に関する課題の解消を
図るため、個別に 運賃設定や取引先との交渉について ご相談を承ります。

令和7年 **1月28**日（火）ご相談対応 近代経営システム研究所 森高弘純
別紙で開催とお申込みをご案内しています。

相談無料

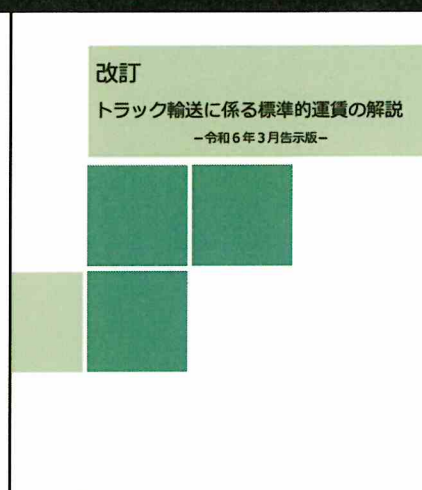
◆ 標準的な運賃の解説冊子 同封しました

令和6年版 標準的な運賃についての詳細解説や運賃料金の適用方、運賃計算の解説などをまとめた冊子を同封いたします。

冊子は全日本トラック協会のホームページからもダウンロード可能です。同ホームページ内では会員限定の解説書のほかにも標準的な運賃表や標準的な運賃計算・自社原価による運賃表作成計算シートも掲載されておりますので、ご活用ください。

<全日本トラック協会ホームページ>

[HOME](#) > [会員の皆様へ](#) > [貨物自動車運送事業法・標準的な運賃・標準運送約款](#)



◆ 「2024年問題対応状況調査」のご協力をお願い

2024年問題に関して、トラック運送事業者の対応状況や実態を正確に把握し、今後の施策や要望活動等に反映するため、「2024年問題対応状況調査」を実施しています。時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の遵守状況、2024年問題への対応策等についてお伺いします。ご協力をお願い申し上げます。

アンケートの回答方法 <WEB上にて回答>

三重県トラック協会ホームページのお知らせ 2024.11.22
アンケート「2024年問題対応状況調査」の実施について から
全日本トラック協会ホームページのリンク先で回答していただくか、
右記QRコードより、タブレットやスマホ等にてご回答をお願いします。



<QRコード>

回答期限 **令和7年1月15日(水)**

本調査の設問・回答方法等に関するお問い合わせ

日本PMIコンサルティング株式会社 TEL:090-4660-1516 または 03-6273-1480

本調査の趣旨に関するお問い合わせ

全日本トラック協会 企画部 TEL:03-3354-1037(直通)

◆ 下請取引の適正化について

経済産業省および公正取引委員会から「下請取引の適正化について」下請法の遵守や取引条件の改善に関し、適正な措置を講じていただくよう要請がありました。下請取引に当たって、下請代金支払い遅延等防止法に従い親事業者が遵守すべき事項が定められています。

1. 親事業者の義務

(1) 書面(注文書)の交付及び書類の作成・保存義務

- ・ 物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文内容、下請代金額、支払期日、支払方法を明記した書面(注文書)を交付する。
- ・ 注文内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、2年間保存する。

(2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払い義務

- ・ 下請代金の支払期日は、物品等を受領した日から60日以内に、できる限り短い期間内に定める。
- ・ 支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、日数に応じ、未払金額に年率14.6%を乗じた額を遅延利息として支払う。

2. 親事業者の禁止行為

(1) 受領拒否

- ・ 納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒む。

(2) 下請代金の支払遅延

- ・ 支払期日の経過後、代金を支払わず支払を遅延する。
例：受け取った物品等の社内検査が済んでいない、社内の事務処理の遅れを理由に代金支払の遅延は禁止行為に当たります。

(3) 下請代金の減額

- ・ 下請事業者には責任がないのに、発注後に下請代金を減額する。(減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無は問わない。)
例：単価の引下げ改定に合意した場合、合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡って適用、手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払いにした場合に事務手数料として、下請代金から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずるのは禁止行為に当たります。

(4) 返品

- ・ 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者には責任がないのに、物品等を受領後、下請事業者はその物品を引き取らせる。

(5) 買ったたき

- ・ 同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金額を不当に定める。

例：労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く。

労務費、原材料価格、エネルギーコスト等が上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁ない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置く。

親事業者の予算単価のみを基準に、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金額を定める。

多量の発注を前提として下請事業者に見積りさせ、この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金額を定める。

短期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せず通常対価より低い下請代金額を定める。このような行為は買ったたきに該当するおそれがあります。

(注)買ったたきの事例等を解説した「ポイント解説 下請法」も公正取引委員会または中小企業庁ホームページからダウンロードしご覧いただけます。

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/pointkaisetsu.pdf

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/pointkaisetsu.pdf>

(6) 物の購入強制・役務の利用強制

- ・ 正当な理由なく、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させる。

(7) 報復措置

- ・ 下請事業者が親事業者の違反行為を公正取引委員会または中小企業庁に知らせたことを理由に、取引数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをする。

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済

- ・ 親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除する。

(9) 割引困難な手形の交付

- ・ 下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付し、下請事業者の利益を不当に害する。

※商慣行、金融情勢を総合的に勘案して、指導基準を業種を問わず60日と変更されました。令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、60日を超える長期手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、親事業者に対し指導を行うと「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」が発出されています。

(10) 不当な経済上の提供要請

- ・ 下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させ、下請事業者の利益を不当に害する。

(11) 不当な給付内容の変更・やり直し

- ・ 下請事業者には責任がないのに、発注内容の変更(納期の前倒しや納期変更を伴わない追加作業などを含む。)や下請事業者から物品等を受領後(役務提供委託の場合は役務提供後)にやり直しをさせ、下請事業者の利益を不当に害する。

(参考) 令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

令和6年10月1日「手形等のサイトの短縮について」について

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241001_tegata.html

◆トラックフェスタ2024 in MieMu を開催しました

三重県総合博物館にて館内では、トラックシミュレーターや子供免許証、スタンプラリー（運転者模擬体験）屋外では、2台の乗車体験、2台の展示、シートベルト体験を通じて多くの方にトラックを身近に感じていただき、交通安全意識の高揚、業界のイメージアップ、社会貢献活動の一環としてのイベントとなりました。

令和6年11月10日(日) 三重県総合博物館 《来場者》5,702名



◆ 年末年始安全総点検 (報告の提出が必要です)

年末年始は輸送量が増大するため、ひとたび事故が発生すると大きな被害が予想されます。自主点検を通じて 輸送の安全確保に対する意識を高めていただくため、年末年始の安全総点検を実施して下さい。国土交通省は下記の期間を実施期間と定めています。

年末年始安全総点検表を別紙で同封しています

各社におかれましては、点検表に記載の点検事項にて自主点検を実施していただきますようお願いします。

なお、実施した記録を記載した 年末年始安全総点検表は国土交通省あてに提出が必要です。

トラック協会できりまとめ提出しますので1/15までにFAXいただきますようお願いします。

提出期限
令和7年1月15日(水)
FAXで提出してください

期 間 12月10日(火) ~ 令和7年1月10日(金)

送付先 提出はトラック協会へFAXで **059-225-2095**

重点点検事項

- ①従業員の健康状態、過労状態の確実な把握、指導監督の状況を確認してください。
- ②自然災害・事故発生時の安全確保のため、通報・連絡・指示体制等を整えてください。
- ③テロ防止の警戒体制やテロ発生時の通報・連絡・指示体制。テロを想定した訓練をしてください。
- ④新型インフルエンザ等の感染防止対策を行ってください。
- ⑤大雪に対する輸送の安全確保状況の確認をしてください。

点検事項

- ①健康管理体制の状況(健康診断、脳・心疾患)確認してください。
- ②運転者に過労運転を行わせないための安全対策を実施してください。
- ③運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせない対策を行ってください。
- ④車両の日常点検整備、定期点検整備を実施してください。
(特に大型自動車の脱輪防止対策 及び スペアタイヤ等の定期点検実施状況について)
- ⑤大雪に対する輸送の安全確保状況の確認をしてください。

◇先月送付の、雪道対策マニュアルをご活用ください

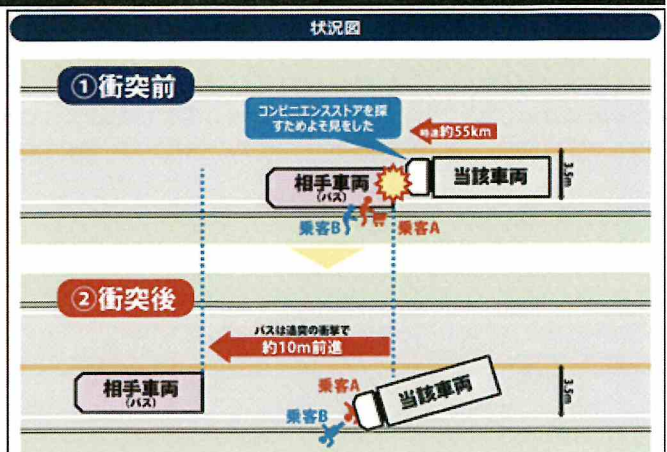
今月チラシを同封しています。 積雪路・凍結路ノーマルタイヤは危険
大雪予想で事前に通行止めになります

◆ 事業用自動車事故調査委員会からの事故報告書の公表

事業用自動車事故調査委員会より、中型トラックの運転者が計画以上の荷下ろし作業で疲労し、眠気を感じ、休憩場所を探しながら運行していて、前方注意が低下してバス停留場に停車していた乗合バスに追突した事故が新たに公表されました。

(乗客2名が重傷(うち1名は約1年後に死亡)、運転者2名が軽傷)

この事故においては、荷役作業を考慮した運転者の負担とならない運行計画・指示が行われていないなど、不適切な運行管理が原因のひとつと考えられます。事故調査委員会の報告は以下のURLからご覧いただけます。多数掲載されておりますので、運行管理者や運転者への指導・教育にご活用下さい。



<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochosa/report1.htm1>

◆ 大型自動車の適切なタイヤ脱着・管理作業

トラックの車輪脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。

日頃から、道路運送車両法の規定に基づき、適切なタイヤ脱着、正しい点検・整備を行いましょ。タイヤ脱着・作業手順を動画でご覧下さい。



劣化したホイール・ナットの使用・タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切にされてなかったことで、車輪脱落事故が起きています。

整備管理者の責任者のもと 日常点検を励行し、運行前に 左後輪のホイールナットに緩みがないことを「ホイールナットマーカ―」点検ハンマーの打音検査」により確認をお願いします。

<適切なタイヤ脱着作業手順>



ホイール・ナットのワッシャが円滑に回転するか、軽く押し当て手で回して確認してください。



ホイール・ナットとワッシャのすき間にも必ず潤滑剤を塗布してください。

<適切なタイヤ保守管理作業手順>



タイヤ脱着後、50km~100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます。



ホイール・ナットに緩みがないか、マーキング、インジケーターによる目視確認か、点検ハンマーによる確認を行います。

◆ 「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」

夕暮れ時は交通事故が多発する時間帯です。「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン」で、歩行者や自転車等の早期発見と安全を確保し、交通事故の抑止を図って下さい。

夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動

☆期間 10月1日(火)~12月31日(火)

☆推進事項☆

自転車、オートバイ、自転車運転者

・夕暮れ時や天候に応じた早めのライト点灯

歩行者、自転車運転者

・反射材用品の着用推進
・LEDライトの活用



実施期間 令和6年10月1日(火)~12月31日(火)

ライト点灯の目安時間

★12月1日から12月31日までの間
16時10分

◆ 飲酒運転を撲滅しましょう

ドライバーはお酒を飲んだら絶対に運転をしてはいけません。忘年会シーズンになりお酒を飲む機会が増えている事はないですか？ 乗務前は 前日から飲酒は控えているはずのトラックドライバー。にもかかわらず... 残念ですが、事業用トラックによる飲酒事故が毎年全国各地で発生しています。

あらためて**飲酒運転撲滅を誓いましょう。**

乗務の際には、重要な安全管理の一つであるアルコール検知器によるチェックを徹底してください。

さらに チェックだけでなく、

- ・ドライバーに対する定期的な飲酒関連の教育は、繰返し行って下さい
- ・また、アルコール検知器が適切に活用されているかどうかを実際に確認しましょう



**アルコール検知器の導入だけでは、
飲酒運転防止にはなりません。**

◇乗務前点呼、乗務後点呼における【飲酒/酒気帯びの有無】は、目視で確認。さらに、必ずアルコール検知器を用いて確認を行って下さい。

※遠隔地との電話点呼の際は、聞き取り確認を忘れずに行ってください

点呼記録簿には 飲酒/酒気帯びの有無の確認記録を必ず残して下さい

- ・飲酒運転を引き起こした場合、厳しい行政処分が下されます。

飲酒運転に対する行政処分

事業停止
車両使用停止処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車
再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
3日間の事業停止

「**飲酒運転は絶対にしない、させない**」 飲酒運転を撲滅しましょう

◆ 初任運転者指導教育 集合型講習会

新たに雇い入れた運転者に対する指導教育時間は15時間が法令で求められています。
そのうちの12時間分の初任運転者特別指導講習です。講習は2日間です。

初任運転者がお見えでしたらこの機会に受講をお勧めします。

◆受講料 **無料**

◆日程 令和7年 **2月 27. 28**日(木・金) **9:00** ~16:00 <2日間講習>

◇場所 両日とも 北部輸送サービスセンター 四日市市新正4丁目8-8

申込用紙は協会ホームページからダウンロード可能です。

集合型でなくパソコンを使つての初任教育はこちら↓

◆ 初任運転者指導教育 eラーニング (Web講習) ご案内

ご予約は インターネット受付です

eラーニングでの初任運転者教育です

三重県トラック協会 会員様

受講無料

◇申込み 三重県トラック協会ホームページからの予約制です。 インターネット申込み

- ①三重県トラック協会ホームページ → 会員の皆様へ → 初任運転者指導教育にお進みください
- ②申込みフォームに直接入力してください

*** インターネットからのお申込みで予約が確定します**

うまくすまない場合は、お電話でご案内しますのでお尋ね下さい。059-227-6767

- ・各期間で定員(5名)がございます。お早めにお申し込み下さい。
- ・定員に達した場合は **席数ボタン** の選択は出来なくなります。
- ・受付締め切りは、受講開始日の3日前までです。
- ・選択した5日間の日程内で、都合の良い時間に受講し、最後まで進んで下さい。
- ・受講終了後、【修了証・指導教育記録簿】がメールで届きます。・テキストの印刷が可能です。

◇内容 初任運転者特別指導として国交省が示す「15時間」の内、12時間をパソコンで学習します。

なお、追加で「日常点検」「車高、視野、死角、内輪差及び制動距離」「貨物の積載方法及び固縛方法」を、車両を用いて3時間の指導を行ない、12時間のeラーニング+実車指導3時間、合計15時間の指導として下さい。

◆ 安全宣言200days 無事故無違反ラリー 挑戦中です

1/16の 期間終了後 カレンダーで結果をお知らせください

安全宣言200days



7/1 ~ 10/31 123日間
11/1 ~ 1/16 77日間

参加会員 158 社
参加人数 3622 名

無事故/無違反達成日は
トラックカレンダーに ○
をつけ来年1/16まで
記録を残してください。

参加会社はトラック協会ホームページで公開しています。

◆大学生／高校生のインターンシップ 受入先会員様を募集

ご登録いただいた会員会社を三重県トラック協会ホームページ等に掲載します

インターンシップは、学生の皆さんが「社会に出る前に、仕事の間を体験すること」

企業で実際の仕事をしている人から直接話を聞いたり、仕事を体験することで、業種や職種、企業による仕事の違いや働いている人たちの雰囲気、企業の風土を学生が知る機会となり、学生の就職前活動として広まってきています。

学生の皆さんの 職業選択、就職先選択の一助として、会員事業所でのインターンシップ受入れをお奨めします。インターンシップで学生受入が可能な会員様は登録をお願いします

トラックドライバーの高年齢化と不足が業界全体の問題となっています。

このままでは、近い将来「輸送の依頼にこえられない、運べない」ことが現実となることが危惧されます。

三重県トラック協会では人材確保に向けた取り組みを積極的に行うこととしており、高校生や大学生向けのインターンシップを実施し、トラック輸送に関心を持っていただく機会を作っています。

トラックドライバーになりたい学生の皆さんと、新卒採用で従業員を育成する会員様を支援してまいります。内容をご確認頂きご登録をお願いします。

【インターンシップ事業の流れ】

- ①近隣の大学／高校に向け、トラック協会会員事業所でインターンシップの受け入れを行っていることをご案内します。
- ②インターネットで受け入れ可能な企業が確認出来るよう、トラック協会のインターンシップサイトに掲載します。
- ③学生の参加申込みに対しては直接会員様が受け入れ（受付）を行って下さい。トラック協会に参加連絡があった場合は、学生の希望する会社までご連絡致します。

◇受入体制や実施する内容(カリキュラム)に不安がある会員様はトラック協会にご相談下さい。

仕事をしてもらう 数日間のアルバイト の感覚で良いです。

時給等による 金銭支払いあり をおすすめします。

トラック輸送／物流についての 説明を行って下さい。

◇受け入れて頂いた際には助成金があります (全日本トラック協会より助成)

3日受入コース 9万円 4日受入 11万円 5日受入 13万円

- ①一人3日間以上の日程で期間設定し受け入れてください。
- ②点呼・日常点検等の取り組みを見学するプログラムを必ず入れてください。
- ③乗務体験が出来るようにし、助手席に同乗でトラックの1日の仕事を見てもらってください。
- ④出来る仕事をしてもらって下さい。 その他詳細はトラック協会にお尋ね下さい。

* 学生／企業 双方の印象が良ければ、卒業後その会社への実際の就職に繋がります。

インターンシップ受け入れ会員様のご登録

必要情報を 下記サイトよりご登録お願い致します。

<http://www.jta-internship.link/>

◆ 運行管理者 一般講習のご案内

11月末現在発表分

- 一般講習の ① 運行管理者に新たに選任された方
 受講対象 ② 運行管理者として選任されている方は、2年度に1度受講下さい。
 ・ 前年度受講対象では無かった方
 ・ 前年度受講できなかった運行管理者の方

運行管理者一般講習

自動車事故対策機構

2/21(金) 四日市 北部輸送サービスセンター

ヤマト・スタッフサプライ(株)

12/22(日) 伊勢 伊勢トピア

1/19(日) 伊賀 伊賀輸送サービスセンター

2/22(土) 津 トラック協会研修センター

3/19(水) 四日市 北部輸送サービスセンター

3/29(土) 松阪 松阪輸送サービスセンター

自動車事故対策機構 申込み

ホームページ

→ 講習のご予約からお申込み

TEL 059-350-5188

FAX 059-350-5189

ヤマト・スタッフ・サプライ 申込み

ホームページ

講習のご予約からお申込み

TEL 052-228-9770

FAX 052-228-9780

◆ 運行管理者 基礎講習のご案内

11月末現在発表分

運行管理者試験の受験資格ならびに補助者としての要件を満たすための基礎講習です

運行管理者基礎講習

自動車事故対策機構

12/18(水)~20(金) 四日市 北部輸送サービスセンター

ヤマト・スタッフサプライ(株)

1/23(木)~25(土) 松阪 松阪輸送サービスセンター

2/13(木)~15(土) 津 トラック協会研修センター

◆ 整備管理者 選任前/選任後研修のご案内

11月末現在 発表分

◇選任前研修は、整備士資格を持っていない方が、2年以上の自動車の点検整備又は実務経験により整備管理者になる場合に必要です。

申込み

三重運輸支局のホームページ「トピックス」「令和6年度【整備管理者】選任前/選任後研修開催のお知らせ」

「申込用エクセルファイル」から受講申込書をダウンロード

電子メール でお申込み

cbt-mie-seikanmae@ki.mlit.go.jp

(※受付期間にご注意)

三重運輸支局 整備(保安)担当
 Tel 059-234-8411

整管 選任前

受付期間

開催場所

3/10(月)

2/25~3/4

北部輸送サービスセンター

◇選任後研修は、整備管理者に選任されている方が

2年度に1回受講する必要のある研修です。

整管 選任後

受付期間

開催場所

2/10(月)

1/20~ 1/31

北部輸送サービスセンター

2/20(木)

2/12~ 2/18

三重県総合文化センター

◆ 運行管理者試験・受験申請のご案内

令和6年度第2回運行管理者試験が11月6日に公示されました。
受験予定の皆様は下記にて受験申請を行って下さい。

令和6年度 第2回 運行管理者試験

受験申請期間 令和6年12月9日(月)～令和7年1月15日(水)

試験日 令和7年2月15日(土)～3月16日(日)

上記の日程の中で 試験会場と試験日を選択します

試験方法 各地に設けられたテストセンターにてパソコンでの受験です (CBT試験)

申請方法 **インターネット申請 (書面での申請はできません)**

「パソコン又はスマートフォン」「メールアドレス」が必要です。(従来型の携帯電話は不可)
必要な書類のスキャン画像 または デジカメやスマホで撮影した画像のアップロード
による申請となります。

・ 申請の審査終了後、受験会場の予約や受験手数料の支払いを行なうためのCBT専用
サイトがメールで案内されますので、受験のための予約手続をすすめてください。

受験手数料 6,000円(非課税)と ①または②の手数料(システム利用料)が必要です。

①新規受験申請 660円 ②再受験申請 860円

受験資格 受験資格は 下記の①か② どちらかです。

- ①「運行の管理に関し、1年以上の実務経験の証明」が必要です。
- ②平成7年4月1日以降の 運行管理者「基礎講習修了証書」が必要です。

ご注意 → 平成27年1月以降の基礎講習は、貨物の基礎講習に限ります。
基礎講習修了予定の方は、令和7年2月5日迄に修了した方

詳細は、**運行管理者試験センター ホームページ**をご確認ください。

<https://www.unkan.or.jp/>

◆ 運行管理者試験・対策講座 (会員様限定勉強会)

運行管理者試験の受験対策勉強会です。受験にしっかり備えるための会員様限定講座です。
同封の別紙ご案内にてお申し込みください。講座は ヤマト・スタッフ・サプライ(株)が担当します。

A 四日市	B 津
令和7年1月11日(土) 9:00～18:00	令和7年1月26日(日) 9:00～18:00
三重県トラック協会(四日市) 北部輸送サービスセンター 四日市市新正4丁目8-8 TEL059-353-4522	三重県トラック協会 (津)研修センター 津市桜橋3丁目53-11 TEL 059-269-5130

・ 受講料 5,000円 (当日受付にて現金でお支払い下さい。)

◆ 交通安全のぼり旗をお届けします

毎年、交通安全のぼり旗を会員様各社にお届けしています。
11月下旬～12月にかけて 会員様各社あてに順次発送中です。

各社で一斉に掲出いただくことで、安全啓発としての効果も高まります。
到着の際はお受け取りいただき、営業所や車庫での掲出をお願いします。

◇お届け数

無料贈呈です

1 営業所あたり、旗 2 枚 + ポール 2 本のセットでお届けします

県内に複数の営業所がある場合、各営業所への個別お届けではなく、
県内の営業所数分を一括で 会員名簿記載の住所にお届けします。

他の営業所へは 会員様にて 振分けていただきますようお願いいたします。

環境を守ろうノーマイ宣言

交通安全



三重県トラック協会

◆ 物流セミナー 開催報告

11月12日(火) ホテルグリーンパーク津にて、物流セミナーを開催いたしました。

「巨大地震“軟弱地盤”新たな脅威」に出演されるなど、安全で安心な国・地域を実現するために地震災害軽減に取り組まれている名古屋大学名誉教授の福和伸夫様を講師に「能登に学び南海トラフ地震に備える」をテーマに講演いただきました。

会員様と荷主企業様から88名に参加頂き、小林会長から

「2024年問題を回避し使命を果たすにはサプライチェーン全体で対応して頂くと共に、運転者の労働改善のために標準的な運賃や物流の効率化など皆様のご理解をお願いする」と呼びかけてのセミナーとなりました。



◆ 会員様の所在地変更等

北勢支部	S A K U R A 運送(株)	住所/ 〒512-1304 四日市市中野町627-16
〃	中部海運(株)	住所/ 〒510-0011 四日市市霞2丁目5番地 TEL/ 059-325-6687 FAX/ 059-361-0510
鈴鹿支部	(株)東洋実業運輸	住所/ 〒513-0023 鈴鹿市河田町221-1 TEL/ 059-373-7576 FAX/ 059-373-7577
〃	松下運輸(株)	代表者/ 松下 尚美
松阪支部	箕輪総合商事(株)	住所/ 〒515-2112 松阪市曾原町2565-3
〃	三行運送(有)	事業区分/ 特定から一般へ
〃	(株)東海物流	住所/ 〒515-2121 松阪市市場庄町1129番地 ハイムソール1602号室 TEL/ 0598-30-5110 FAX/ 0598-30-5105
伊賀支部	ワコウ急配	退会
旧営業区域	東陽物流(株)	退会

◆ 大雪予想の道路は予防的通行止めが行われます

雪道において、自力走行不能車両が一台でも発生すると、長時間の渋滞や通行止めにつながります。雪の予報が出された際は、渋滞や通行止めを考慮し運行ルートや日程の見直しをご検討ください。

冬季の運行は、必ず冬用タイヤを装着し、タイヤチェーンを携行してください。特に雪道を走行する際にはチェーンの装着が必要な場合に備え、装着の事前訓練を行っておいてください。

冬用タイヤについてはスタッドレス表記（国内表記）又はスノーフレークマーク（国際表記）が表示されているものを全車輪に装着。チェーンは駆動輪への装着が必要になります。

一軸駆動車、連結車、空荷状態、年式の古い車両については、積雪路等において特に立往生が発生しやすい傾向にあるので注意が必要です。



冬季の大雪予測の際は、予防的通行止めを行うことが、各道路管理者から発表されています。高速道路の場合は、並行する一般国道や、接続する他の道路会社が管理する高速道路等においても通行止めを躊躇なく行なうとされていますので 気象予報と道路情報に注意 が必要です。

なお、通行止め区間は、引き返す道路や迂回路の確保、他で発生する渋滞を考慮し、降雪区間だけでなく降雪のない区間を含めた広い範囲での通行止めが行われる可能性が高いです。

会員事業所様も、降雪時の延着や運行中止とする場合があることを、事前にお取引先と協議いただきますようお願いいたします。運送事業者は安全確保が最優先であることをお示し下さい。